

令和 8 年度版(7 月改訂)

端末購入支援金の御案内

愛知県教育委員会 ICT 教育推進課

1 支援金対象世帯

対 象 者 (世 帯)	支 援 額
生活保護受給世帯・住民税所得割が非課税世帯	全額
ひとり親世帯（令和8年度の現況届の審査結果に基づいて 児童扶養手当を受給する世帯）※一部支給も含む	3 / 4
多子世帯（令和8年4月1日時点において扶養する23歳 未満の子が3人以上かつ住民税所得割合計額が264,500円 未満である）	
特別支援学校高等部に入学した者	全額

◎この支援金は補助ECサイトで「補助金申請による購入」を選択して購入した世帯が対象ですが、特別な理由により補助ECサイトで「補助金申請による購入」以外で購入した世帯も申請することができます。※

補助ECサイトで「補助金申請による購入」を選択して購入したが、申請を辞退する場合はP8を参照。

※身体的特徴により学校指定端末では学習に支障が生じる場合、補助ECサイトで誤って「一般購入」で購入した場合、誤って一般購入（家電量販店やネット通販など）した場合、補助ECサイトの販売期間終了後に入学した場合など。

2 支援金の申請に必要な書類について

購入方法、申請区分ごとに申請書、必要書類が異なりますので、該当する申請書、必要書類を確認してください。

① 購入方法ごとの申請書について

該当する購入方法を確認してください。

- I 補助ECサイト「補助金申請による購入」から購入した者の申請書
・（別記様式第3号）県立学校学習者用端末購入支援金交付審査依頼書

Ⅱ 特別な理由により補助 EC サイト「補助金申請による購入」以外から購入した者の申請書

- ・ (別記様式第4号) 県立学校学習者用端末購入支援金交付申請書
- ・ 通帳・キャッシュカード等の写し（振込先口座がわかる書類の写し）
- ・ 領収書（宛名、領収日、購入した端末、支払額（税込）、販売店名が記載されたもの）

※のりで貼り付けられるサイズのものとは別の紙に貼って提出する。貼り付けられないサイズの場合はホチキス止めで提出する。必要に応じてコピーでも可とする。

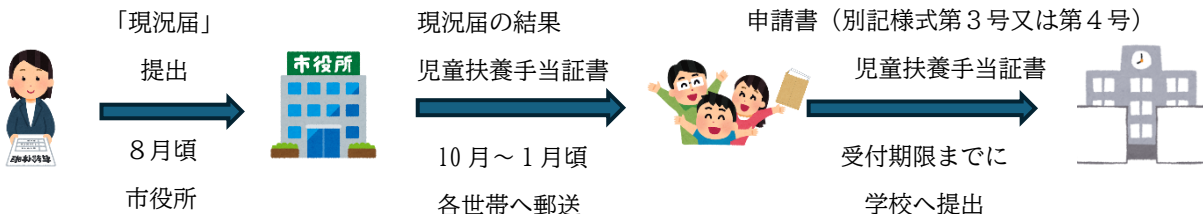
② 申請区分ごとの必要な書類

申請する区分ごとに必要書類と取得場所・取得時期を確認してください。

※原則、写しでも可、原本証明不要とする。

低 所 得 世 帯（生活保護受給世帯）	
必 要 書 類	① 生活保護受給証明書 または ② 児童養護施設に入所していることが証明できる書類 （施設入所証明書又は在籍証明書）
取 得 場 所 と 取 得 時 期	① お住まいの地域を管轄する福祉事務所又は市町村役場 →令和8年4月1日以降に発行されたもの ② 入所している（していた）児童養護施設 →随時発行される

低 所 得 世 帯（住民税非課税世帯）	
必 要 書 類	保護者全員分の課税証明書（令和7年1月～12月の所得に基づく決定がされたもの）
取 得 場 所 と 取 得 時 期	お住まいの市町村役場 →令和8年6月1日以降に発行されたもの（令和7年1月～12月の所得に基づく決定がされたもの） ※自治体により5月中旬から取得可能（給与天引きの者に限る）

ひとり親世帯	
必要書類	今年度の現況届の審査結果（令和7年1月～12月所得）に基づいて発行された「児童扶養手当証書のすべての写し」
取得方法	お住まいの自治体から郵送で送られてくる お住まいの自治体ごとに郵送されてくる時期が異なります。
例外) ●遺族年金、障害年金等と併給調整により全部停止となっている世帯 必要書類：令和8年度の現況届の審査結果に基づいて発行された<u>児童扶養手当支給停止通知書のすべての写し</u> ※支給通知書に支給停止理由の記載がない場合、令和8年度分の<u>年金振込通知書</u> ●遺族年金、障害年金等を受給していることを理由に児童扶養手当に申請していない世帯 必要書類：令和8年度分の<u>年金振込通知書又は年金額改定通知書</u>、<u>戸籍謄本</u>、<u>住民票（世帯全員が記載されたもの）</u>、<u>課税証明書（6月以降に取得したもの）</u>、その他必要と認めた書類	
 <pre> graph LR A[「現況届」提出 8月頃 市役所] --> B[現況届の結果 児童扶養手当証書 10月～1月頃 各世帯へ郵送] B --> C[申請書（別記様式第3号又は第4号） 児童扶養手当証書 受付期限までに 学校へ提出] </pre>	

多子世帯	
必要書類	① 保護者全員分の課税証明書（令和7年1月～12月の所得に基づく決定がされたもの） 及び ② 住民票（世帯全員分が記載されたもの）
取得場所 と	① お住まいの市町村役場 →令和8年6月1日以降に発行されたもの（令和7年1月～12月の所得に基づく決定がされたもの） ※自治体により5月中旬から取得可能（給与天引きの者に限る）

取 得 時 期	② お住まいの市町村役場 →令和8年4月1日以降に発行されたもの
---------	-------------------------------------

【その他】

- 海外在住等の理由により日本国内の自治体から住民税の課税がされていない保護者等については、令和7年1～12月の海外所得を含めた世帯所得を基に補助対象の有無をICT教育推進課において決定する。帰国後に所得の減少が大きい場合には、減少後の所得をもって判断する。
- 上記の事項、その他事情により必要書類が取得できない場合は、ICT教育推進課までお問い合わせください。

3 支援金の申請について

申請書、必要書類等を学校が定める日までに提出してください。申請書の記入方法は、各申請書（記入例）を参考にしてください。

< 学校への提出期限 >

該当する申請区分の締切日までに学校へ必ず提出してください。

<u>低所得世帯・多子世帯</u>	——>	9 月 11 日 ㄨ切
<u>ひとり親世帯</u>		
※お住まいの自治体によって前期・後期提出世帯に分類しており、提出期限が異なります。		
前期提出世帯	——>	11 月 25 日（水）ㄨ切
後期提出世帯	——>	1 月 27 日（水）ㄨ切
※提出期限までに提出できない場合は、必ず学校へ相談してください。		

<お願い>

- ・提出書類が揃い次第、できるだけ早く学校へ提出してください。

※前期提出世帯・後期提出世帯の分類は、必要書類の取得可能な時期を元に分類しております。

<前期提出世帯>

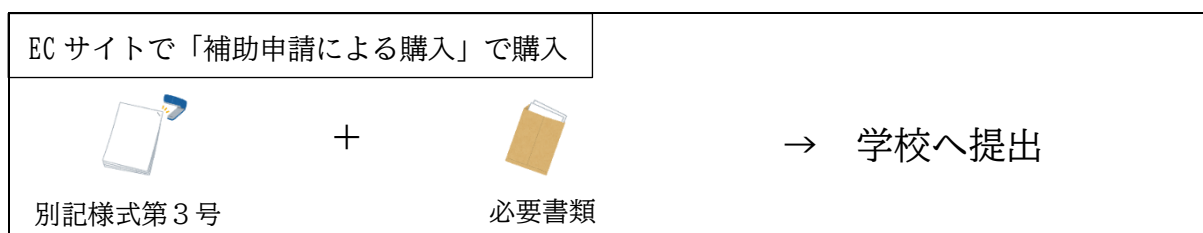
	自治体名	取得可能な時期
尾張	名古屋市、一宮市、瀬戸市、春日井市、犬山市、江南市、小牧市、尾張旭市、岩倉市、豊明市、日進市、北名古屋市、長久手市、豊山町、大口町、扶桑町	9月下旬 }
海部	津島市、愛西市、弥富市、あま市、蟹江町、飛島村	
知多	常滑市、東海市、大府市、知多市	
西三河	岡崎市、碧南市、刈谷市、安城市、西尾市、知立市、高浜市、みよし市	11月上旬
東三河	豊橋市、蒲郡市、新城市、田原市	

<後期提出世帯>

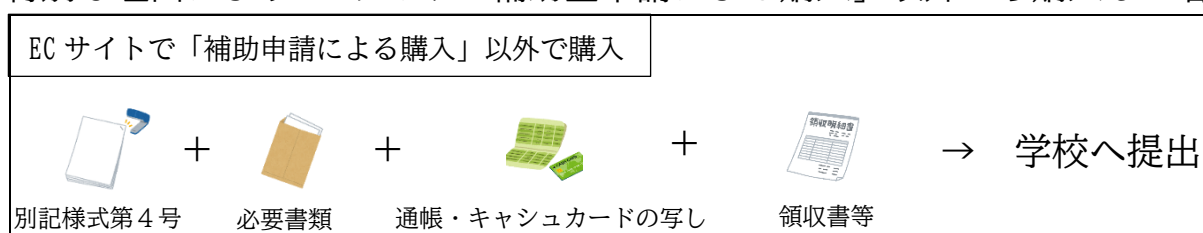
	自治体名	取得可能な時期
その他	稲沢市、清須市、東郷町、大治町、半田市、阿久比町、東浦町、南知多町、美浜町、武豊町、豊田市、幸田町、豊川市、設楽町、東栄町、豊根村	11月中旬 } 1月上旬まで

<提出書類例>

I 補助 EC サイトで「補助金申請による購入」から購入した者

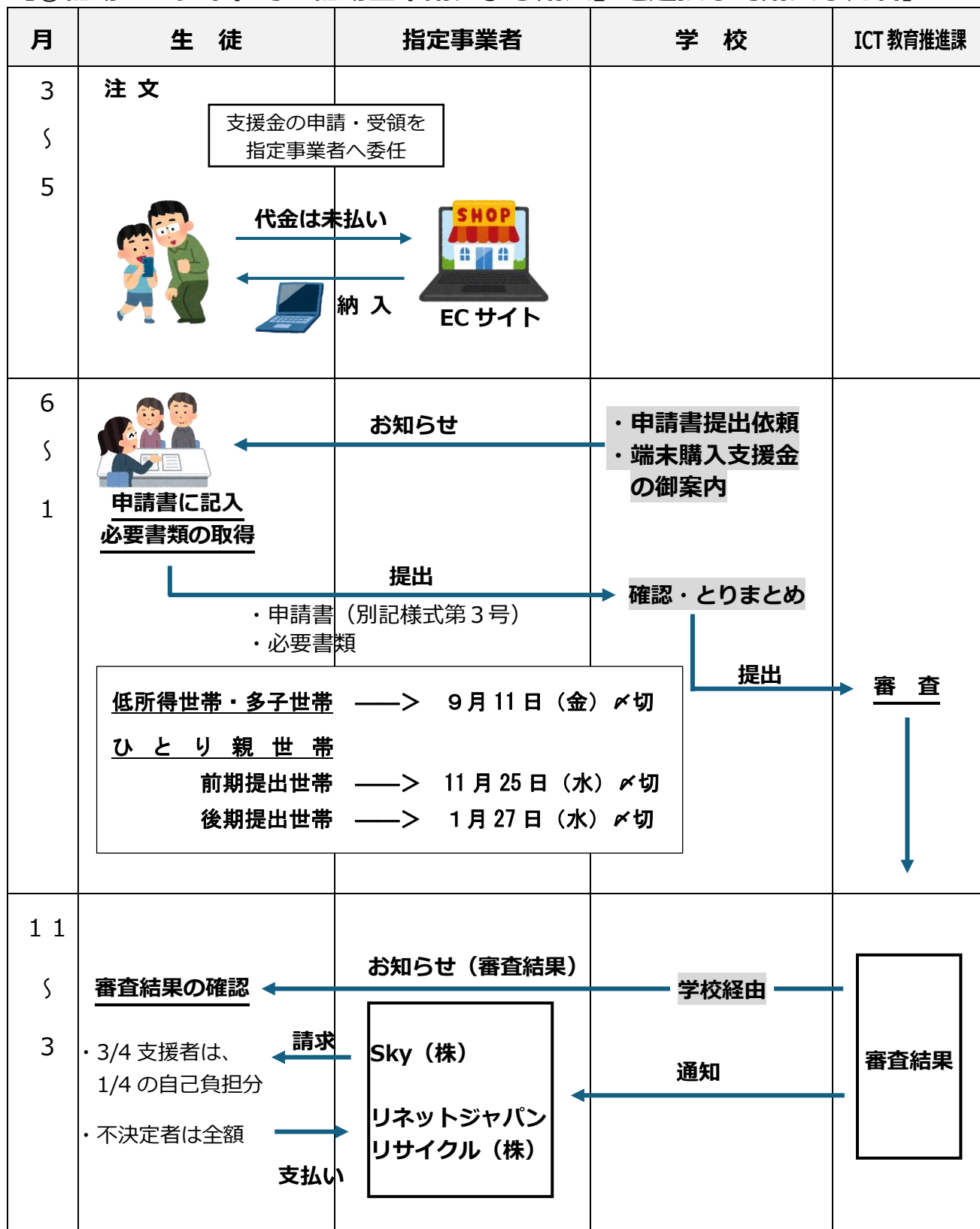


II 特別な理由により EC サイト「補助金申請による購入」以外から購入した者



4 申請から支援金支払いまでの流れ

【①補助 EC サイトで「補助金申請による購入」を選択して購入した者】



(補助 EC サイトで「一般購入」で購入した者、家電量販店等で購入した者)

月	生徒	家電販売店等 指定事業者	学 校	ICT 教育推進課
3 5	購入 	 家電量販店など  一般の通販サイトなど		
6 1	 <u>申請書に記入 必要書類の取得</u>	お知らせ 提出 ・申請書（別記様式第4号） ・必要書類 ・通帳・キャッシュカードの写し ・領収書	・申請書提出依頼 ・端末購入支援金 の御案内 確認・とりまとめ	
	低所得世帯・多子世帯 ——> 9月11日（金）〆切 ひとり親世帯 前期提出世帯 ——> 11月25日（水）〆切 後期提出世帯 ——> 1月27日（水）〆切		提出	審査
1 3	<u>審査結果の確認</u> <u>端末支援金受領</u>	お知らせ（審査結果） 端末支援金の支払い	学校経由	審査結果

5 注意事項

△申請にあたっての注意点

- ・申請書は該当する記入例に従って記入してください。
- ・申請書を受付期限内に提出できない場合は支援金を受けることができません。
- ・申請書は正確に読み取れる丁寧な字で書いてください。
- ・申請書に不備がある場合は申請書を差し戻す場合があります。
- ・申請書には必ず連絡の取れる連絡先（電話番号・メールアドレス）を記入してください。万が一申請書に不備があった場合、連絡がとれないと不承認となる場合があります。

△申請を辞退する場合注意点

- ・補助 EC サイトで「補助金申請による購入」から購入したが申請を辞退する場合下記の書類を学校が定める期限までに提出する。

・県立学校学習者用端末購入支援金辞退届

△補助 EC サイトで「補助金申請による購入」から購入したが申請しない者は、保留となっていた支払いの保留が解消され、ただちに請求があります。

該当例)

- ・補助 EC サイトで「補助金申請による購入」から購入したが、支援金対象世帯に該当していなかった
- ・支援金対象世帯ではなかったが、購入時に誤って「補助金申請による購入」から購入した

<辞退届の提出期限>

申請書・必要書類と同じ期日までに提出してください。

※課税証明書の結果、所得制限を超過していた。児童扶養手当の受給対象外であった。

<u>低所得世帯・多子世帯</u>	——>	9月 11日（金） <u>×切</u>
<u>ひとり親世帯</u>		
前期提出世帯	——>	11月 25日（水） <u>×切</u>
後期提出世帯	——>	1月 27日（水） <u>×切</u>

問合せ先

〒460-8534

名古屋市中区三の丸 3-1-2 自治センター 10 階

愛知県教育委員会 ICT 教育推進課

電話番号 052-954-7462（ダイヤルイン）

E-mail ictkyoiku@pref.aichi.lg.jp

【県立学校学習者用端末購入支援金交付申請書】

以下のページから様式をダウンロード可能

<https://www.pref.aichi.jp/soshiki/ictkyoiku/byod.html>

